

船舶事故調査報告書

令和5年11月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	浸水（1件目の事故） 行方不明（2件目の事故）
発生日時	令和4年6月26日 10時30分ごろ（1件目の事故） 不明（令和4年6月26日 09時54分ごろ以降）（2件目の事故）
発生場所	（1件目の事故） 静岡県伊東市伊東港 伊東港東防波堤灯台から真方位351°770m付近 （概位 北緯34°58.9′ 東経139°06.1′） （2件目の事故） 不明（伊東港沖）
事故の概要	（1件目の事故） 手漕ぎボート（船名なし）は、陸岸に向けて西進中、右舷方から波を受けて船内に浸水し、乗船者2人が救助されたのち船体が行方不明となった。 （2件目の事故） 手漕ぎボート（船名なし）は、出航後、乗船者と共に行方不明となった。
事故調査の経過	令和4年8月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約3.3m×約1.2m×約0.5m、FRP 機関なし、不詳 B 手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約3.3m×約1.2m×約0.5m、FRP 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 漕手A 56歳 操縦免許 なし 同乗者A 50歳

	<p>操縦免許 なし</p> <p>B 店主B 74歳</p>																																																																										
死傷者等	<p>A なし</p> <p>B 行方不明 1人(店主B)</p>																																																																										
損傷	<p>A 行方不明</p> <p>B 行方不明</p>																																																																										
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、視界 良好、気温 約27～31℃</p> <p>本事故現場の北方約3.9海里(M)に位置する網代特別地^{あじろ}域気象観測所の観測値は、次のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">日時</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6/26 07:00</td><td>3.9</td><td>西南西</td><td>6.8</td><td>西南西</td></tr> <tr><td>07:30</td><td>4.5</td><td>西南西</td><td>7.5</td><td>西南西</td></tr> <tr><td>08:00</td><td>3.3</td><td>西南西</td><td>8.9</td><td>西</td></tr> <tr><td>08:30</td><td>4.1</td><td>西南西</td><td>8.4</td><td>西南西</td></tr> <tr><td>09:00</td><td>6.4</td><td>西南西</td><td>11.5</td><td>南西</td></tr> <tr><td>09:30</td><td>6.5</td><td>西南西</td><td>10.7</td><td>西南西</td></tr> <tr><td>10:00</td><td>12.3</td><td>西南西</td><td>18.6</td><td>南西</td></tr> <tr><td>10:30</td><td>11.7</td><td>西南西</td><td>19.3</td><td>西南西</td></tr> <tr><td>11:00</td><td>12.3</td><td>西南西</td><td>18.7</td><td>西南西</td></tr> <tr><td>11:30</td><td>10.0</td><td>西南西</td><td>14.8</td><td>西南西</td></tr> <tr><td>12:00</td><td>8.9</td><td>西南西</td><td>14.4</td><td>西南西</td></tr> <tr><td>12:30</td><td>8.1</td><td>西南西</td><td>12.9</td><td>西南西</td></tr> <tr><td>13:00</td><td>4.6</td><td>西南西</td><td>9.7</td><td>西南西</td></tr> </tbody> </table> <p>海象：波向 西、波高 約1.0m、満潮時刻 09時06分ごろ、干潮時刻 16時10分ごろ、海水温 約22℃</p> <p>静岡地方気象台が、6月24～26日にかけて発表した注意報等(濃霧、雷に関する情報を除く。)の内容は次のとおりであった。</p> <p>6月24日21時17分 発表 静岡県の注意警戒事項 伊豆では、25日明け方まで強風に注意してください。 熱海市及び伊東市 強風注意報 風 注意期間 25日明け方まで 西の風 陸上 最大風速 13メートル</p> <p>6月25日04時25分 発表 静岡県の注意警戒事項 静岡県では、25日昼前から25日夜のはじめ頃まで竜巻などの</p>	日時	平均		最大瞬間		風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向	6/26 07:00	3.9	西南西	6.8	西南西	07:30	4.5	西南西	7.5	西南西	08:00	3.3	西南西	8.9	西	08:30	4.1	西南西	8.4	西南西	09:00	6.4	西南西	11.5	南西	09:30	6.5	西南西	10.7	西南西	10:00	12.3	西南西	18.6	南西	10:30	11.7	西南西	19.3	西南西	11:00	12.3	西南西	18.7	西南西	11:30	10.0	西南西	14.8	西南西	12:00	8.9	西南西	14.4	西南西	12:30	8.1	西南西	12.9	西南西	13:00	4.6	西南西	9.7	西南西
日時	平均		最大瞬間																																																																								
	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向																																																																							
6/26 07:00	3.9	西南西	6.8	西南西																																																																							
07:30	4.5	西南西	7.5	西南西																																																																							
08:00	3.3	西南西	8.9	西																																																																							
08:30	4.1	西南西	8.4	西南西																																																																							
09:00	6.4	西南西	11.5	南西																																																																							
09:30	6.5	西南西	10.7	西南西																																																																							
10:00	12.3	西南西	18.6	南西																																																																							
10:30	11.7	西南西	19.3	西南西																																																																							
11:00	12.3	西南西	18.7	西南西																																																																							
11:30	10.0	西南西	14.8	西南西																																																																							
12:00	8.9	西南西	14.4	西南西																																																																							
12:30	8.1	西南西	12.9	西南西																																																																							
13:00	4.6	西南西	9.7	西南西																																																																							

	<p>激しい突風や急な強い雨（中略）に注意してください。</p> <p>熱海市及び伊東市 強風注意報 [解除]</p> <p>6月25日11時33分 発表</p> <p>静岡県の注意警戒事項</p> <p>静岡県では、25日夜のはじめ頃まで竜巻などの激しい突風や急な強い雨（中略）に注意してください。</p> <p>6月26日04時20分 発表</p> <p>静岡県の注意警戒事項</p> <p>中部、東部、西部では、急な強い雨（中略）に注意してください。</p> <p>6月26日09時34分 発表</p> <p>静岡県の注意警戒事項</p> <p>静岡県では、26日夜遅くまで竜巻などの激しい突風や急な強い雨（中略）に注意してください。</p> <p>6月26日16時20分 発表</p> <p>静岡県の注意警戒事項</p> <p>静岡県では、27日明け方まで急な強い雨（中略）に注意してください。</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、レンタルの手漕ぎボートであり、漕手A及び同乗者Aが、店主Bの経営する伊東市所在の釣具店（以下「B店」という。）からレンタルして2人で乗り、釣りの目的で、令和4年6月26日07時00分ごろ伊東港の湯川・松原海岸<small>ゆかわ まつばら</small>の砂浜を出航した。</p> <p>漕手A及び同乗者Aは、出航に際し、店主Bから釣り場の位置を聞き、海岸沖に敷設された防波堤と沖防波堤の間を通過してA船を北東進させた後、携帯電話で店主Bに連絡し、陸上からA船の位置を確認する店主Bの助言に従って、陸岸から約300～400m沖の釣り場に移動した。</p> <p>漕手A及び同乗者Aは、錨泊して釣りを行っていたところ、しだいに風が強くなり、時折、陸側（西方）から強風が吹いて、海面に白波が立つ状況となったので、08時30分ごろ帰航する旨を店主Bに携帯電話で連絡した。</p> <p>A船は、同乗者Aが船体後部に船首方を向いて腰を掛け、漕手Aが船体前部に船尾方を向いて腰を掛けて両手でオールを漕ぎ、出航時に通過した防波堤と沖防波堤の間に向けて帰航しようとしたが、西寄りの風や潮の流れを受けて陸岸に近づくことができなかった。</p> <p>A船は、漕手Aがオールを漕いでいる間、同乗者Aが店主Bに携帯電話で陸岸に近づくことができない状況を説明し、引き続き漕ぎ続けたが、しだいに陸岸から離されていった。</p> <p>同乗者Aは、09時54分ごろ、再び店主Bに携帯電話で、自力で漕いで帰航することが困難である旨を伝えたところ、店主Bから「何</p>

とかします」との返答を受けた。

漕手A及び同乗者Aは、店主Bが動力船で救助に来てくれるか、海上保安庁に救助を依頼すると思い、引き続き、漕手Aが陸岸に向けてオールを漕ぎ、10時07分ごろ及び14分ごろ、同乗者Aが店主Bに携帯電話で連絡したが、店主Bは電話に出なかった。

A船は、漕手Aが西方からの波をA船の船首に受けるように漕いでいたが、10時30分ごろ、手を休めた際に船首が左方に振れ、波高約1.0mの波を右舷方から受けて海水が船内に打ち込み、次の波を受けて水船状態となった。

漕手A及び同乗者Aは、A船に持ち込んでいたクーラーボックスをそれぞれ抱えて海に入り、A船が沈まないよう船底を上にした転覆状態とし、A船とクーラーボックスにしがみついて漂流していたが、その際に同乗者Aが携帯電話を紛失した。

漕手Aは、携帯電話を救命胴衣のポケットに入れており、漂流を始めてからしばらくして、何度か110番通報を試みたものの、通話先の音声がかえなかった。

漕手A及び同乗者Aは、店主Bに連絡したので救助が来ると思い、一旦、110番通報を諦めて漂流していたが、再度、同乗者Aが漕手Aの携帯電話を使用して通報を試みたところ、13時09分ごろに繋がり、警察署担当者に状況を説明して救助を求めた。

漕手A及び同乗者Aは、警察署から通報を受けた海上保安庁の所属艇により、14時22分ごろ伊東港東方沖3.5M付近で救助され、同港に送られ下船した。

A船は、海上保安庁の所属艇により回収が試みられたが、行方不明となった。

漕手A及び同乗者Aは、救急隊による診察、海上保安官及び警察官による調査を受けた後、15時30分ごろ、警察車両に乗って、漕手A及び同乗者Aの自動車を駐車していたB店の駐車場へ移動した。その際、同行の警察官がB店を訪問したが、施錠され、出入口に外出中である旨が掲示されており、店主Bは不在であった。

同乗者Aは、自動車の鍵を紛失したので、漕手Aの自動車に乗って自宅に戻り、予備の鍵を持って、親族の運転する自動車ですべてB店に向かった。

同乗者Aは、20時00分ごろB店の駐車場に到着し、B店内を見ると照明が点灯していたものの施錠され無人であったので、B店の裏に居住している店舗の所有者に事情を話し、ふだんであればB店の閉店時刻であることから、店舗の所有者と相談の上、20時30分ごろ、店主Bと連絡が取れない旨を警察署に通報した。

店主Bは、自宅に帰っていないことが確認され、家族からの届出を受けて、海上保安庁の巡視船艇及びヘリコプター等による捜索が行わ

	<p>れたが、発見されず、行方不明となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) レンタル予約からA船の出航に至る経緯等に関する情報</p> <p>漕手A及び同乗者Aは、ふだん、静岡県沼津市戸田港等の同市近辺で手漕ぎボートをレンタルして釣りを行っており、手漕ぎボートの操船には慣れていた。また、伊東港での釣りは5年ぶりで、前回もB店を利用していた。</p> <p>漕手Aは、B店のホームページを閲覧して釣果が出ている様子であったので、本事故前日の6月25日に気象・海象情報を見て、10時00分ごろB店に手漕ぎボートのレンタル予約の連絡を行ったところ、店主Bから、伊東港では連日風が強く、ほとんどの予約客をキャンセルしており、出航は難しいかもしれない旨の返答であったが、もうすぐ予報が出るので1時間後に掛け直すように言われた。</p> <p>漕手Aは、11時00分ごろB店に再度連絡したところ、店主Bから、出航は大丈夫そうである旨の返答があり、26日07時からのレンタルを予約した。</p> <p>漕手A及び同乗者Aは、手漕ぎボートでの出航が難しい場合に備えて、堤防で釣りをを行う場合の道具も持参し、それぞれの自動車でB店に向かい、26日06時30分ごろB店に到着した。</p> <p>漕手A及び同乗者Aは、出航前、伊東港では風はほとんどなかったが、自身らの他に手漕ぎボートを利用する者はなく、店主Bから、昼ぐらいから風が強くなるかもしれないので、早めに切り上げるように言われ、遅くとも11時ごろには帰航するつもりでいた。</p> <p>漕手A及び同乗者Aは、釣りを始めてからしばらくして、風がしだいに強くなっていることに気付いたが、釣果が出始めていて、2人でどうするかを話しているうちに、陸岸に戻れない状況となった。</p> <p>本事故当時、漕手Aは固型式の、同乗者Aは膨張式の救命胴衣をそれぞれ着用していた。</p> <p>(2) 店主Bの手漕ぎボートの操船経験等に関する情報</p> <p>店主Bは、B店を1人で経営し、平成19年から手漕ぎボートのレンタル業を行うようになり、約10隻の手漕ぎボートを所有していたが、動力船は所有しておらず、平成11年8月に小型船舶操縦士免許を失効していた。</p> <p>店主Bは、健康状態は良好で持病はなく、ふだんからB店の手漕ぎボートに乗って釣りを行っていたので、操船には慣れており、過去にレンタルの手漕ぎボートで出航した利用客からの連絡を受けて、救助に向かったことがあった。</p>

B店付近の防犯カメラには、本事故当日、湯川・松原海岸の砂浜から手漕ぎボートで出航する店主Bと思われる者が映っていたが、救命胴衣着用の有無は、判然としなかった。

漕手A及び同乗者Aは、店主Bに救助を要請したものの、店主Bが自ら手漕ぎボートで救助に向かうとは思っていなかった。

(3) B店の手漕ぎボートのレンタル手続き等に関する情報

漕手A及び同乗者Aは、A船をレンタルする際、乗船名簿に氏名、住所及び電話番号をそれぞれ記載し、店主Bから、連絡手段として店主Bの携帯電話番号を知らされ、また、早めに切り上げるように言われていた。

B店において、事故発生時の連絡体制や救助方法等を整備していたかどうかについては、店主BがB店を1人で経営していたことから情報を得ることができなかった。

(4) 伊東港所在の手漕ぎレンタルボート事業者に関する情報

本事故当時、伊東港所在の手漕ぎレンタルボート事業者はB店を含めて4事業者であり、同業者による組合組織はなかった。

B店を除く3事業者では、ふだんから手漕ぎボートをレンタルする利用者に対し、風が吹いたら速やかに帰航することを注意喚起しており、出航した手漕ぎボートが帰航できなくなった際には、動力船で救助に行き、えい航して帰航させていた。

B店を除く3事業者は、過去に、出航したB店の手漕ぎボートが帰航できなくなった際、店主Bが手漕ぎボートで救助に向かった状況を何度か見たことがあり、このうち、B店を除く3事業者や漁業者が、動力船でB店の手漕ぎボートを救助したこともあった。

B店を除く3事業者は、本事故当日、気象・海象を考慮し、手漕ぎボートのレンタルを行っていなかった。

(5) 静岡県内でのレンタルボートによる船舶事故に関する情報

運輸安全委員会が公表した船舶事故調査報告書によれば、平成29年以降、本事故2件を除いて、静岡県内でのレンタルボートによる船舶事故は6件発生し、死傷者が8人（死亡2人、重傷3人及び軽傷3人）である。

（付表1 静岡県内でのレンタルボートによる船舶事故（平成29年発生以降） 参照）

(6) 他の地方公共団体におけるプレジャーボート提供事業者等の事故防止等の措置に関する取組み

① 沖縄県

沖縄県では、スポーツ、レクリエーション等に伴う水難等の事故を防止し、遊泳者その他の海域利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とし、「沖縄県水難事故の防止及び遊

泳者等の安全の確保等に関する条例」を制定している。

条例第13条では、プレジャーボート（スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶（水上輸送の用に供する船舶類）、サーフボード、セールボードその他これらに類するもの）提供事業を営もうとする者に対して、次の事項を記載した届出書を公安委員会に提出することを義務付けている。

- ・ 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・ 事業に係る設備等を設置する場所（以下「事業所」という。）の所在地
- ・ 事業を営もうとする期日（一定の期間に限り事業を営もうとする者にあつては、当該期間）
- ・ 事業形態及び方法
- ・ 事業に伴い発生が予想される水難事故を防止するために採る措置の概要

条例第15条では、プレジャーボート提供事業者に対して、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次の措置等を義務付けている。

- ・ 波が高い場合又は高くなるおそれがある場合その他プレジャーボートの航行に危険があると認められるときは、プレジャーボートを利用させないこと。
- ・ プレジャーボート利用者に対し、風波及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- ・ プレジャーボート利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- ・ 利用させたプレジャーボートに係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

② 滋賀県

滋賀県では、水上交通の安全を確保し、あわせて水上交通に起因する障害の防止に資するとともに、水上の使用に関する事故の防止を図ることを目的とし、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」を制定している。

条例第11条では、遊興船舶等（遊興に供する船舶（水上航行の用に供する船舶類）又は遊興に供する船舶の使用に必要な設備）を設けて人に利用させようとする者に対して、次の事項を記載した届出書を公安委員会に提出することを義務付けている。

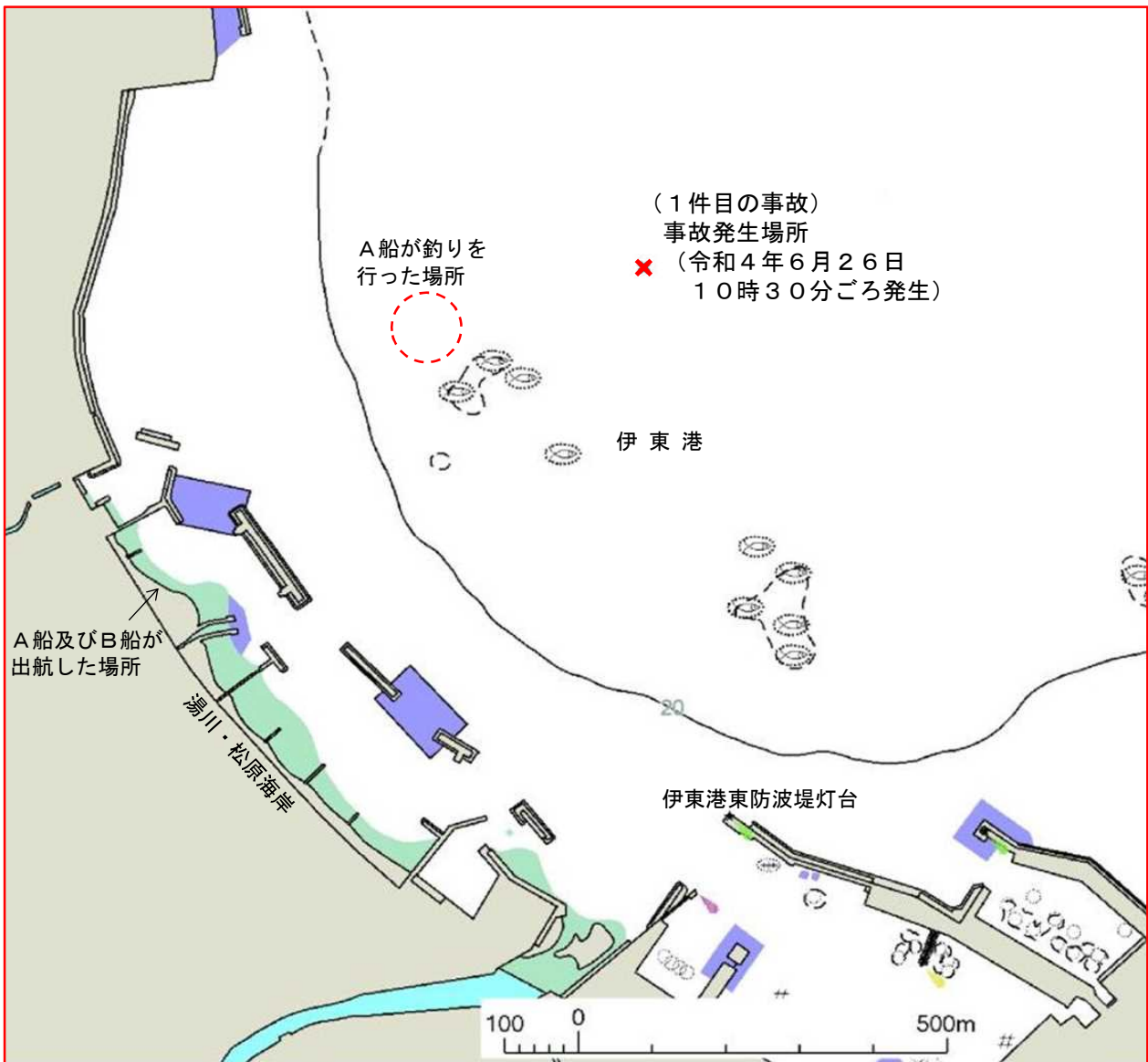
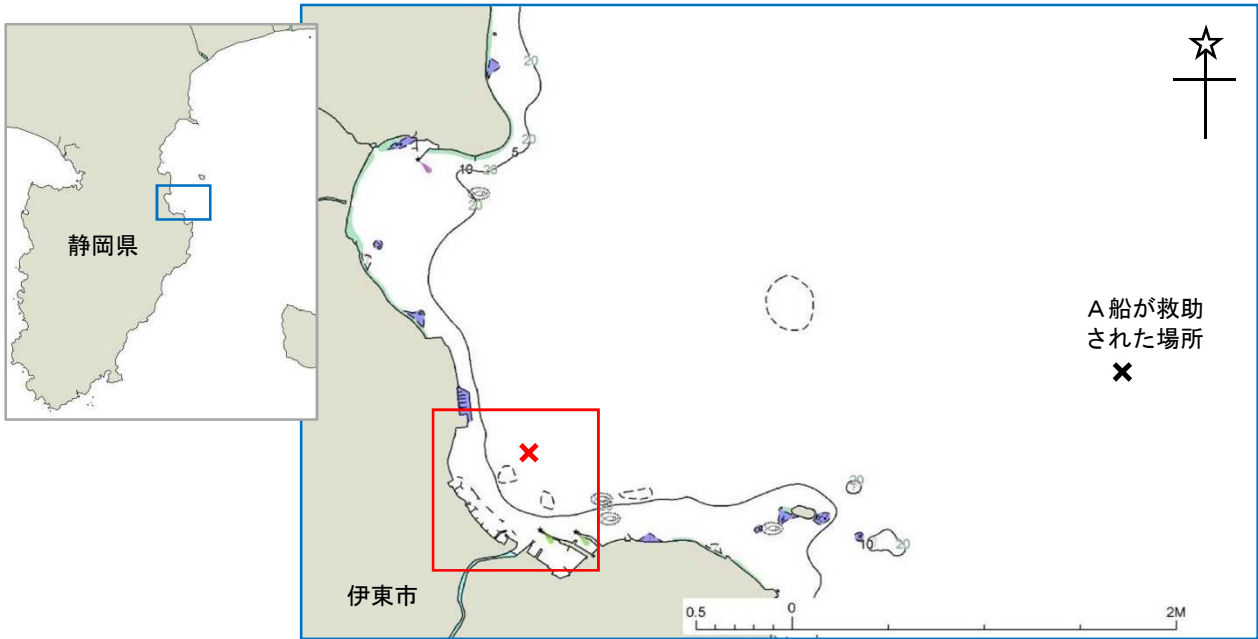
- ・ 氏名および住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名お

	<p>よび主たる事務所の所在地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為の目的 ・ 行為の場所または区域 ・ 行為の期間または日時 ・ 行為の方法または形態 ・ 水上交通の安全および事故の防止のためにとる措置の概要 <p>条例第15条では、遊興船舶等を設けて人に利用させる者に対して、水上交通の安全及び事故の防止のため、次の措置を義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水中に障害物がある場所、工事場その他立ち入ることによってその者に危険が生ずるおそれがある場所に立ち入らないようその旨を掲示する等必要な措置を執ること。 ・ 風波が高い場合または高くなるおそれがある場合であつて危険があると認められるときは、人が水上に出ないように注意すること。 ・ 必要により、救護用の船舶等を置き、または水上交通の安全および事故の防止上必要と認められる事項を掲示すること。 <p>(7) その他</p> <p>漕手Aの携帯電話は、本事故の救助要請時に使用できたが、防水機能はなく、その後壊れて使用できなくなった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>(1件目の事故)あり、(2件目の事故)あり (1件目の事故)なし、(2件目の事故)不明 (1件目の事故)あり、(2件目の事故)あり (1件目の事故)</p> <p>A船は、伊東港において、風がしだいに強くなる状況下、漕手A及び同乗者Aが、錨泊して釣りを続けていたことから、帰航の目的で西進中、波高約1.0mの波を右舷方から受けて浸水したものと考えられる。</p> <p>店主Bが、どのような気象情報等を基に、本事故当日の手漕ぎボートのレンタルが可能であると判断したのかは不明であるが、静岡地方気象台による注意報等の発表状況によれば、本事故発生前日の6月25日早朝に強風注意報が解除されていたものの、6月26日04時20分には急な強い雨への注意喚起が、09時34分には竜巻などの激しい突風や急な強い雨への注意喚起がそれぞれ発表されていたことから、手漕ぎボートのレンタルを行わない判断が必要であったものと考えられる。</p> <p>漕手A及び同乗者Aは、手漕ぎボートをレンタルする際、最新の気象・海象情報を事前に入手し、気象・海象の悪化のおそれがある場合</p>

	<p>は、出航を取りやめる必要があったものと考えられる。</p> <p>(2件目の事故)</p> <p>B船は、湯川・松原海岸を出航したのち、店主Bと共に行方不明となった。</p> <p>店主Bは、伊東港において風波が強くなり、同乗者Aから救助要請の連絡があった際、直ちに救助機関へ連絡することなく、自ら手漕ぎボートで救助に向かったものと考えられるが、店主Bが行方不明となっており、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>(1件目の事故)</p> <p>本事故は、A船が、伊東港において、風がしだいに強くなる状況下、漕手A及び同乗者Aが、錨泊して釣りを続けていたため、帰航の目的で西進中、波高約1.0mの波を右舷方から受けて浸水したのと考えられる。</p> <p>(2件目の事故)</p> <p>本事故は、B船が、湯川・松原海岸を出航したのち、店主Bと共に行方不明となったが、その原因を明らかにすることはできなかった。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型の船舶は、風波の影響を受けやすいので、風が強く、波の高い状況下では出航を取りやめること。 ・手漕ぎボートの利用者は、気象・海象情報を事前に入手し、無理のない出航計画を立て、気象・海象の悪化のおそれがある場合は、出航を取りやめること。 ・手漕ぎボートの利用者は、防水パックに入れるなどの防水対策を施し、ロックを解除した携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。 ・レンタルボートの提供事業者は、気象・海象の悪化のおそれがある場合、レンタルボートを利用者に貸与しないこと。 ・レンタルボートの提供事業者は、レンタルボートを利用者に貸与した後の気象・海象情報に注意を払い、気象・海象の悪化のおそれがある場合は、直ちに利用者に帰航を促すこと。なお、手漕ぎボートの場合は、帰航に要する時間等を考慮した判断を行うこと。 ・レンタルボートの提供事業者は、気象・海象が悪化した状況における出航したボート利用者の救助について、速やかに救助機関へ要請すること。 ・レンタルボートの提供事業者は、緊急時の救助体制及び救助方法を明確に定め、人命救助を優先して対応すること。 ・静岡県の担当部局は、県内においてレンタルボートによる船舶事故が平成29年以降、6件発生し、死傷者が8人(死亡2人、重

	<p>傷3人及び軽傷3人) に上っている状況を踏まえ、レンタルボートの提供事業者に対し安全啓発を行うことが望ましい。また、他の地方公共団体における水上安全に関する取組みを踏まえ、レンタルボートの提供事業者の安全対策について検討することが望ましい。</p>
--	---

付図1 事故発生場所概略図



付表1 静岡県内でのレンタルボートによる船舶事故（平成29年発生以降）

番号	発生日時	発生場所	船種	事故の種類	人の死傷 船舶の損傷	概要	レンタルボート提供事業者に関する再発防止策
①	平成29年8月30日 11時50分ごろ	静岡県湖西市松見ヶ浦（浜名湖）	プレジャーボート	乗組員負傷	重傷1人（船長）	船長が、ウェイクボードを終え、本船に乗り込もうとした際、両足を推進器に接触させ負傷した。	なし
②	平成30年6月30日 06時32分ごろ	静岡県沼津市大瀬埼東方沖	プレジャーボート （漂泊中）	衝突	軽傷2人（船長及び同乗者1人） 船首部外板に亀裂を伴う擦過傷	遊漁船は東進中、また、プレジャーボートは漂泊中、両船が衝突した。	なし
③	平成31年1月14日 09時00分ごろ	不明（静岡県熱海市熱海港下多賀沖）	手漕ぎボート	漕手死亡	死亡1人（漕手） 船尾部左舷側舷縁上面に剝離	漕手が落水して溺死した。	なし
④	令和3年8月29日 09時30分ごろ	静岡県沼津市我入道南西方沖	手漕ぎボート （錨泊中）	衝突	軽傷1人（漕手）	プレジャーボートは、錨泊中の友人の船に接舷中、また、手漕ぎボートは、錨泊中に走錨し、両船が衝突した。	なし
⑤	令和4年4月10日 05時58分ごろ	静岡県沼津市牛臥海岸西方沖	手漕ぎボート （漂泊中）	衝突	重傷1人（漕手） 左舷中央部外板に破口及び船体中央部に亀裂	漁船は緩やかに左転しながら航行中、また、手漕ぎボートは漂泊中、両船が衝突した。	手漕ぎボート等の所有者は、呼び笛、ガスボンベ式のホーン等の大きな音が出るものを備えること。
⑥	令和4年6月19日 12時34分ごろ	静岡県湖西市新居弁天海釣公園北方沖	プレジャーボート （漂泊中）	衝突	死亡1人（同乗者）、重傷1人（同乗者） 両舷中央部外縁に割損	プレジャーボートは、西北西進中、また、プレジャーボートは、漂泊中、両船が衝突した。	貸しボート店は、プレジャーボート利用者に対し、船舶の往来が多い危険な海域及び遊漁禁止区域（釣り自粛協定水域）の存在を周知することが望ましい。